

平成 30 年北海道告示第 807 号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道上川郡上川町本町地内の 720.91 m²の土地を起業地とする「いきいき福祉・健康施設（仮称）整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、老朽化した上川町社会福祉センター及び施設の老朽化と経営者の高齢化により廃業の意向が示されている町内唯一の公衆浴場の機能を統合し、新たに温浴施設、交流施設、学習施設の機能を有する複合施設を整備するものであり、法第 3 条第 32 号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

本件事業の建設地には町有地があるが、この土地のみでは、いきいき福祉・健康施設（仮称）（以下「複合施設」という。）と施設利用者用駐車場（以下「駐車場」という。）の一部しか整備できず、必要な駐車スペース並びに木質バイオマスボイラーの原料を搬入する木質チップ搬入路（以下「搬入路」という。）及び複合施設の温浴設備に給湯する木質バイオマスボイラー棟（以下「ボイラー棟」という。）の整備ができないため、町有地に隣接する土地を取得し、駐車場並びに搬入路及びボイラー棟を整備するものであり、複合施設本体の機能を発揮する上で必要不可欠であると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

上川町は、平成 30 年 3 月に策定した第 10 次上川町総合計画（2018 年度～2027 年度）（以下「総合計画」という。）及び総合計画の前期実施計画書（2018 年度～2022 年度）に、本件事業を掲載しており、複合施設の付帯施設である駐車場並びに搬入路及びボイラー棟についても財源措置を講じている。

以上のことから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

上川町は、平成 30 年 3 月に総合計画を策定し、まちづくりの大綱の一つに「一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を掲げており、これを実現するため、子供から高齢者、障がい者等の誰もが安心して、やすらぎのある生活を送ることができるよう、健康づくり、生きがいを支援し、一人一人が思いやりを持って、互いに支え合うまちづくりを推進している。

本件事業は、町民の交流及び保健・福祉の拠点施設として整備されるものである。

複合施設の付帯施設である駐車場の整備は、路上駐車及び周辺私有地等への無断駐車懸念されることから交通事故防止及び安全確保のため、搬入路の整備は木質バイオマスボイラーの燃料である木質チップを安全に搬入するための通路を確保するため、ボイラー棟の整備は木質バイオマスボイラーから複合施設の温浴設備への給湯を確保のため必要であり、複合施設と一体で完成することで機能を発揮するものである。

駐車場等の完成により、複合施設の利用環境が大きく改善され、利用の促進が図られることから、子供から高齢者まで幅広い世代間の交流に繋がり、まちづくりの推進に貢献すると期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業の完成により、騒音及び大気汚染の発生が予想されるが、アイドリングストップの啓発並びに静音で熱効率の良い木質バイオマスボイラーの選定及び有毒物質を含まない間伐材を利用したチップを燃料に使用することにより、影響を最小限に抑制する措置を講じる予定である。

起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財はないことを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

駐車場並びに搬入路及びボイラー棟は、その性質上複合施設に隣接した場所に設置されることにより、一体で機能を発揮するものであり、これを満たす2カ所を候補地に選り比較検討した結果、町有地を活用でき、支障物件が少ないため用地及び補償費の負担を抑えることができる起業地を決定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3の(1)で述べたように、駐車場並びに搬入路及びボイラー棟は、複合施設と一体で完成することで機能を発揮するものであるため、早期に利用環境を向上させる必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3の(3)で述べたように、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。